

#### 【過年度登録者に係る資格の再認定申請】

昨年度まで、登録漏れ期間が1年間であった場合に、資格再認定料10,000円で喪失した資格を再認定する制度が、資格登録漏れの期間が5年以内であれば申請できるようになり、資格再認定料は期間に応じて下記の通り改正されました。

- ・資格を喪失した年度から1年以内の場合、1資格につき10,000円
- ・資格を喪失した年度から2年以内の場合、1資格につき17,000円
- ・資格を喪失した年度から3年以内の場合、1資格につき24,000円
- ・資格を喪失した年度から4年以内の場合、1資格につき31,000円
- ・資格を喪失した年度から5年以内の場合、1資格につき38,000円

この申請をされる場合は、まずシクミネットで新規で会員登録を完了してください。その後、都連事務局にて「過年度登録者に係る資格の再認定」の申請をしていただきます。その際、~~所持していた資格の合格証（認定証）の写し、または直近のSAJ会員証の写し~~と、上記の申請料が必要ですのでご準備の上お越しくください。申請書は都連事務局にありますのでその場で書いていただけます。この申請の都連事務局受付締め切りは2023年3月15日（水）です。